第１６７回

愛知県市長会議

平成２９年４月２１日(金)

開催市　常滑市

愛知県市長会

会　議　次　第

会 場　　第２セントレアビル

1　開　　会　　午後１時３０分

2　開催市市長あいさつ

3　会長あいさつ

4　新市長紹介

5　来賓祝辞

6　議長選出

7　議案審議

8　協議事項

(1) 東海市長会提出議案について

(2) 役員の改選について

(3) 次回開催市の決定について

9　会務報告

10　そ　の　他

11　閉　　会　　午後３時１０分

12　写真撮影

13　視　　察

○飛行検査センター

○ＩＮＡＸライブミュージアム

第１６７回　愛知県市長会議提出議案一覧表

		ページ
第１号議案	地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）に係る制度設計について 西尾張ブロック　提出	6
第２号議案	共通投票所導入に対する支援並びに情報化社会に即した新たな選挙制度の構築について 東尾張ブロック　提出	8
第３号議案	地方創生に係る交付金について 知多ブロック　提出	10
第４号議案	地方交付税総額の増額確保と地方交付税算定根拠の明確化について 知多ブロック　提出	12
第５号議案	要望額に基づく国庫補助金の交付について 知多ブロック　提出	14
第６号議案	自治体情報システム強靭性向上に係る国庫補助金について 知多ブロック　提出	16
第７号議案	マイナンバー制度のシステム保守運用に係る財政措置の創設について 知多ブロック　提出	18

第８号議案　ふるさと納税制度の創設趣旨に沿った制度の見直しについて　20
東三河ブロック　提出

第９号議案　無線機器のスプリアス規格の改正に伴う同報系防災無線設備更新に対する補助制度の創設について　22
東三河ブロック　提出

第 10 号議案　軽自動車税に係る申告書等の提出窓口の一元化の徹底について　24
東三河ブロック　提出

第 11 号議案　学校施設の整備に対する財政支援の拡充と財源確保について　26
西尾張ブロック　提出
東尾張ブロック　提出
東三河ブロック　提出

第 12 号議案　障害福祉施策に係る費用の確保について　28
西尾張ブロック　提出

第 13 号議案　公立保育所の整備及び運営について　30
西尾張ブロック　提出

第 14 号議案　国民健康保険広域化における国保事業費納付金及び標準保険料率の決定のための係数の早期提示について　32
知多ブロック　提出

第 15 号議案　定期予防接種費用に対する財源措置について　34
知多ブロック　提出

第 16 号議案　スクールソーシャルワーカーの養成及び人材確保並びに配置の補助拡充について　36
西三河ブロック　提出

第 17 号議案　亜炭鉱廃坑処理に対する支援制度について　38
名古屋ブロック　提出
東尾張ブロック　提出

第 18 号議案　公共下水道の未普及解消について　40
西尾張ブロック　提出

第 19 号議案　老朽化した集中浄化槽の更新経費に対する新たな補助枠の創設について　42
西尾張ブロック　提出

第 20 号議案　国の水道事業（生活基盤施設耐震化等交付金）に対する予算確保について　44
西尾張ブロック　提出

第 21 号議案　狭あい道路整備等促進事業（狭あい道路拡幅整備事業）の継続について　46
知多ブロック　提出

第１号議案

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）に係る
制度設計について

西尾張ブロック　提出

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）は、地方公共団体が行う一定の地方創生事業に対する企業の寄附について、現行の損金算入措置に加え、法人住民税、法人事業税、法人税の税額控除の優遇措置を新たに講じ、地方創生に取り組む地方を応援する制度です。

地方創生応援税制で企業から寄附を募るために、地方公共団体は、地域再生計画を作成し、認定を受ける必要があるとともに、申請時点で予算が議決されていること、又は認定を受けるときまでに予算の議決を経ることが望ましいとされています。

あわせて、申請時点で、１社以上の寄附を行う法人の見込みが立っている必要があるうえ、既存事業は対象外で、新規事業のみ対象となっています。

従来から行っている事業の中にも、地方創生の観点から効果の高い事業があるにもかかわらず、既存事業というだけで一律に対象事業と認められず、新たに企画立案した事業のみが対象とされていることは、地方公共団体の実情に合わせた効果的な「応援」とはなっていないと考えます。

よって、国におかれては、**企業版ふるさと納税の寄附を募るための対象事業を新規事業だけではなく既存事業も対象事業とする制度に見直すよう要望します。**

メ　　モ

第２号議案

共通投票所導入に対する支援並びに情報化社会に即した新たな選挙制度の構築について

東尾張ブロック　提出

選挙人の投票しやすい環境を整えるため、平成２８年４月に共通投票所制度が創設されました。共通投票所を設置する場合、二重投票の防止対策を講ずる必要があり、制度的にもオンラインによる名簿対照が可能となったところであるが、これに伴うシステム構築等の整備費用は、自治体の規模に関わらず非常に高額なものとなります。

しかしながら、オンライン対照の設備の整備等に係る費用の国の負担は国政選挙執行時における一部負担のみであるため、全ての自治体において、費用対効果が共通の課題となっており、共通投票所導入の妨げにもなっています。

また、投票環境の向上方策については、個々の自治体ごとに解決できる問題ばかりではなく、全国の自治体が足並みを揃えて投票環境の改善に取り組んでいくためには、制度的な前提の整備を国が主導して行う必要があります。具体的には、マイナンバーカードによる本人確認の仕組みを構築する等、全国どこでも投票できるような抜本的な投票環境改善策及び実現へのスケジュールマップを提示する必要があります。

よって、国におかれては、**法改正により導入された共通投票所の導入に係る費用の全額負担及びマイナンバーカードの本人確認の仕組みを踏まえ、全国どこでも投票可能な情報化社会に即した新たな選挙制度の構築を要望します。**

メ　　モ

第３号議案

地方創生に係る交付金について

知多ブロック　提出

地方創生に係る交付金については、これまでの地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金や地方創生加速化交付金は、交付率１０／１０で地方負担はありませんでした。

しかしながら、現在の制度では地方負担が１／２となり、交付金を利用するには交付金と同額の一般財源を用意しなければならず、財政力の乏しい自治体においては一般財源の確保が困難なため、先駆性のない既存の事業を行うに留まり対象事業となり得る事業を実施できない状況にあります。

また、国が示すメニューに沿う事業を実施する場合でも、地方負担があることから、申請したとしても事業ごとの規模は縮小されます。

以上のように、活用にあたってのハードルがあることから、全国的にも交付金の申請が消極的になっていると考えられ、ハード事業も対象にするなど弾力化を図っては頂いていますが、まだ地方にとって使い勝手の良い制度とは言えません。

よって、国におかれては、**現在、１／２となっている地方創生推進交付金の交付率を、財政力の弱い市については、交付率を引き上げるなど、地方負担分の確保が困難な自治体も積極的に交付金を申請できるよう制度の見直しを講じるよう要望します。**

また、地方創生を着実に進めるため、まち・ひと・しごと創生事業費について、少なくとも当初の５年間の計画期間である平成３１年度まで財源を確保し、継続するよう要望します。

メ　　モ

第４号議案

地方交付税総額の増額確保と地方交付税算定根拠の明確化について

知多ブロック　提出

国庫補助金は、特定の事務事業を奨励する等、その施策を行うため特別の必要があると認められるときなどに交付され、都市自治体が事業を実施する上での貴重な財源となっています。

しかしながら、国は都市自治体へ交付する補助金を廃止し、地方交付税として措置するという対応を、社会教育施設整備費補助金、妊婦健康検査支援基金事業費補助金や後期高齢者医療制度特別対策補助金など一部の事業で進めています。

交付税化することによって、財源と事業の関係が不明確となり、さらに交付税の算定は年度当初に行われるため、予算編成時において正確な額を見込むことが困難です。その結果、財政力の弱い都市自治体で喫緊の課題への対応が優先され、補助金の減額によって事業の縮小、見直しを迫られているのが現状で、事業の継続性の確保が難しくなっている状況です。

よって、国におかれては、**交付税化により補助金を廃止する際には、地方交付税総額を増額確保するとともに、普通交付税基準財政需要額の該当費目の増額分を明示するよう要望します。**

メ　　モ

第５号議案

要望額に基づく国庫補助金の交付について

知多ブロック　提出

都市自治体に対する国庫補助金において、国の財源不足を理由に、補助金については、地域生活支援事業費補助金のように調整率を用いて大幅に減額し、予算の範囲内に収めるといった対応が見られます。また、交付金においては、社会資本整備総合交付金などのように、自治体の要望額を大きく下回る配分も見られます。

補助金等の配分が要望どおりとならなかった都市自治体は、事業実施の見直しが必要となりますが、福祉事業や市民と完成時期を約束している政策的な事業などは見直しが困難な場合も多く、その不足額分を一般財源で負担せざるを得ないことが実態となっています。

今後も、このような状況が続けば、一般財源での負担が困難になり、事業を先送りせざるを得ず、市民生活に多大な影響を及ぼすことにもなります。

よって、国におかれては、**補助金については、その趣旨、制度をしっかりと踏まえて、要望額による全額交付を行うとともに、交付金については、地域の実情を踏まえた適切な交付を行うよう要望します。また、やむを得ず減額措置や要望額を下回る配分を行う場合には、都市自治体の当初予算編成前までに通知するなどの情報提供を行うよう要望します。**

メ　　モ

第６号議案

自治体情報システム強靭性向上に係る国庫補助金について

知多ブロック　提出

平成２８年１月にマイナンバーが本格始動し、本年７月にはマイナンバーを活用した国・地方自治体の情報連携が行われる予定です。それまでの間、実に多くの対応が各自治体に求められています。

中でもセキュリティ強化は最も重要な対策で、日本年金機構における個人情報流出事案を受けて、総務省は、各自治体に対し、自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化を求めています。

抜本的強化対策として、総務省より自治体情報システム強靭性向上モデルが示されており、自治体情報システム強靭性向上は、マイナンバー制度の円滑な運用のため必要な措置とされていますが、計画的に進めてきた事業ではなく、リスク回避の手段として突発的に対応せざるを得なくなった事業であり、財源の確保に大変苦慮している状況です。

また、補助金の対象となるのは、システムの構築に係る初期費用のみであり、追加構築、ランニングコスト及び自治体情報セキュリティクラウドの負担金など、運用開始後は自治体への大きな負担となることが見込まれます。

よって、国におかれては、**情報セキュリティの抜本的強化対策に取り組むため、これまで構築してきたシステムの大幅な見直しが強いられることから、費用の全額を補助するとともに、初期費用だけでなく追加構築や運用経費についても補助対象とするよう要望します。**

メ　　モ

第７号議案

マイナンバー制度のシステム保守運用に係る財政措置の創設について

知多ブロック　提出

行政運営の効率化や国民の利便性の向上、社会保障・税分野の公平性の確保等を掲げるマイナンバー制度において平成２９年７月から国や各自治体間でデータの相互提供を可能にする情報提供ネットワークシステムが本稼働します。

地方公共団体は、これまで国から示される仕様とスケジュールにあわせてマイナンバー関連予算をどうにか捻出してきましたが、情報提供ネットワークシステムが本稼働すると、中間サーバの利用料や新たに構築したマイナンバー関連システムに対する保守費用等が発生します。国から措置される補助金は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金交付要綱に基づく、社会保障・税番号制度の導入のために直接必要となる機能に関する整備に係るものに限られており、システムの保守運用に係る財政措置は示されていないため、慢性的に地方公共団体の財政負担が生じる状況です。

よって、国におかれては、**地方公共団体の費用負担を極力抑えたかたちで、迅速かつ安全に情報提供ネットワークが運用できるようシステムの保守運用に係る財政措置の創設を要望します。**

メ　　モ

第８号議案

ふるさと納税制度の創設趣旨に沿った制度の見直しについて

東三河ブロック　提出

ふるさと納税は、ふるさとに貢献したいという納税者の思いを実現できる制度であるほか、寄附者は、個人住民税等からの控除により、実質的な負担をほとんど伴うことなく、地元特産品などの返礼品を受け取ることが出来るという実情があるため、好評を博しております。

こうした中、各自治体がより多くの寄附を獲得しようとした結果、返礼品競争に拍車がかかっております。受け入れ先の自治体が返礼品を送るということは、寄附額の一部が返礼品の買い取りに使われているということであり、日本全体で見れば、福祉や教育、インフラ整備などの行政サービスに充てられるべき税が、その分失われることにもなります。

そもそも住民税は地域の行政サービスにかかる経費を住民が分かち合って負担するというものであり、返礼品によるふるさと納税の獲得競争が拡大し続ければ、受益と負担の原則という住民税の原理原則が大きく歪められることにもなります。

このようなことから、ふるさと納税の制度を歪めている返礼品のあり方を見直さなければ、根本的な解決にはつながらないと考えます。

よって、国におかれては、**自治体に豪華な返礼品の自粛を求めていますが、解決につながっていないことを真摯に受け止め、寄附に対する返礼品については、返礼品の規模に上限を設けるなど、国が主導して是正を図るよう要望します。**

メ　　モ

第９号議案

無線機器のスプリアス規格の改正に伴う同報系防災無線設備更新に対する補助制度の創設について

東三河ブロック　提出

無線設備の必要周波数帯の外に生じる不要電波であるスプリアス発射の強度の許容値に係る技術基準等の関係省令及び関係告示の改正に伴い、平成１７年１２月１日から新たな許容値が適用されることとなりました。その結果、平成３４年１２月１日以降は旧許容値の無線機器は使用できないことから、それまでに新規則の条件に適合する無線機器に更新する必要があります。

豊橋市においては、同報系防災無線子局が該当し、保有する子局６３局のうち新たな許容値に適合しない子局が２４局あるため計画的に更新していく必要がありますが、更新には１子局あたり約１，８００万円と多大な費用が必要となります。

よって、国におかれては、**無線機器のスプリアス規格の改正に伴う同報系防災無線設備の更新に対して、各市町村が計画的に更新できるよう、新たな補助制度の創設を要望します。**

メ　　モ

第１０号議案

軽自動車税に係る申告書等の提出窓口の一元化の徹底について

東三河ブロック　提出

軽自動車等の移動に伴い、他都道府県で車両の手続きを行う場合、併せて、旧車両番号の抹消手続きが必要となります。また、同時に旧課税市区町村に対しては、納税義務の消滅申告を行う必要があります。

本来であれば、納税義務者に消滅申告の義務があるのですが、地域によっては、本人の負担軽減のため、軽自動車検査協会等における車両手続きの際に、消滅申告書を代行して市町村に提出するサービスが提供されており、車両手続きと同時に消滅申告書が提出できるように便宜が図られています。

しかし、現状、全ての地域の車両の手続き機関において消滅申告の提出代行サービスが実施されている状況にはありません。このため、消滅申告のみを納税義務者が自身で行う場合があり、申告書の送付忘れや送付先の誤りなどにより、必要な情報が旧課税市区町村に届かず、課税誤りとなる事例が発生しています。

特に２輪車については、３輪以上の軽自動車とは異なり、地方公共団体情報システム機構による「軽自動車検査情報市区町村提供サービス」を利用して、賦課期日現在の車両情報を確認できるような状況にもなく、消滅申告書の提供がない場合は、そのまま課税誤りにつながります。

よって、国におかれては、**納税義務者の手続きの利便性や、適正な課税に必要な申告情報の確実な市町村への送致のため、全国の車両手続き窓口において、車両手続きと申告書等の提出が同時に行えるように窓口の一元化を徹底するよう要望します。**

メ　　モ

第１１号議案

学校施設の整備に対する財政支援の拡充と財源確保について

西尾張ブロック　提出
東尾張ブロック　提出
東三河ブロック　提出

児童生徒が多くの時間を過ごす小中学校普通教室等への空調設備設置は、昨今の地球温暖化に伴う猛暑により、早急な整備が必要とされています。また、児童生徒の生活習慣の変化に応じて、トイレの洋式化への転換も急務になっており、保護者から教育環境の改善を求められています。

しかし、全小中学校の施設整備をするとなると莫大な費用が必要となりますが、国の「学校施設環境改善交付金」の補助率、補助単価では、早期かつ一律的な施設整備を実施していくことは厳しい状況です。

また、学校施設を改修する場合、夏季休暇等の長期休暇を重要な工期とするなど、学校運営を続けながら施工を進める必要があるにも関わらず、学校施設環境改善交付金をはじめとした文部科学省の各年度予算は、一般会計における当初予算額の規模が抑えられ、特別会計や補正予算を中心に事業採択をしていく傾向が続いているため、各市においては、一般会計当初予算での交付金採択が厳しくなっており、当初予算で事業採択がされない場合には、計画的に必要な事業を進めていくため、やむを得ず一般財源等で財源確保し、事業に着手せざるを得ない状況も生じております。短期間に非常に多くの事業費を要する事業であり、国庫交付金による財政支援は欠かせません。

よって、国におかれては、**小中学校の空調設置やトイレ改修、老朽化対策等に伴う大規模改造事業について、補助率の引き上げ及び実情に即した補助単価の引き上げなどの国庫支援制度の拡充及び継続的かつ確実な財源の確保を要望します。**

また、地方財政の健全化のためにも、各年度の一般会計当初予算額の規模を十分に引き上げたうえで、当初予算中心の交付金採択を進めていただくよう要望します。

メ　　モ

第１２号議案

障害福祉施策に係る費用の確保について

西尾張ブロック　提出

国は、障害者権利条約を批准し、様々な障害福祉施策を実施しています。そのため、障害福祉サービス等の利用者は年々増加し、それに加えて、直接対象者に供給される福祉サービス費以外にも、相談業務や審査会給付決定事務等市町村業務に係る予算及び人件費は増す一方です。

福祉サービスに係る経費として「障害者自立支援給付費負担金」や「障害児入所給付費等負担金」などの負担金は、国が１／２、県と市が１／４ずつ負担していますが、近年の急速な利用増加により、１／４負担とはいえ市の財政は圧迫されています。

また、市が実施主体である「地域生活支援事業」についても利用は増加していますが、「地域生活支援事業」は統合補助金であり、年々実質補助率が低下し、更に、補助から外された事業は、国の補助がないことを理由に廃止する訳にもいかず、実質的に市の負担となっている状況です。

あわせて、全国で同じ水準のサービス提供を求められ、度重なる法改正により新たなサービスも新設される中、市の財政負担は増すばかりです。

よって、国におかれては、**障害福祉サービスの安定した供給のため、予算措置を充実及び確保するよう要望します。**

メ　　モ

第１３号議案

公立保育所の整備及び運営について

西尾張ブロック　提出

現在の公立保育所は、第２次ベビーブームを主因とする保育ニーズ増大に対応するため昭和５０年代に整備したものが多く、その殆どが既に築後４０年を超え老朽化が進んでいます。耐震補強は実施しましたが、近年は未満児保育のニーズが高くなっており、これに対応するため、保育室や設備の改修・更新が必要となっています。

とりわけ地方では、公立保育所の果たす役割は大きく、将来に向けた施設整備も必要です。しかしながら、公設公営の保育所に対する財源は、整備費は平成１８年度から、運営費は平成１６年度から、一部の補助事業を除いて、交付税算定がされておりますが、その算定内容は明確になっていません。公立保育所に対する整備費補助がないことは、市町村にとっては財政負担が重く、新設や増改築が進みません。

また、平成２７年度から子ども・子育て新制度が始まり、私立保育所は施設型給付費が国から１／２、県から１／４が負担されていますが、公設公営の保育所は地方交付税の算定対象のままで、財政支援がありません。子ども・子育て新制度は、社会全体で子どもの育ち、子育てを支えることとしていることからも、保育所の整備・運営は、各市町村の個別の事情を勘案して支援を要するものと考えます。

よって、国におかれては、**施設整備費の補助（国１／２、県１／４）を復活するとともに、施設型給付費（国１／２、県１／４）の対象を公設公営の施設も対象とするよう要望します。**

あわせて、消費税率の引き上げによる増収分の、子ども・子育て新制度への活用について、消費税率引上げ時期が延期されたことによる影響を市町村へ転嫁することのないよう要望します。

メ　　モ

第１４号議案

国民健康保険広域化における国保事業費納付金及び標準保険料率決定のための係数の早期提示について

知多ブロック　提出

国民健康保険制度については、平成３０年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となることが決まり、新たな財政運営の仕組みが示されてきました。

なかでも、国が示す係数に基づき、都道府県が医療給付費等の見込みを立て、市町村ごとの納付金の額を決定し、市町村が参考とするための標準保険料率等を算定・公表することとされています。

各市町村の保険料（税）率の変更については、国民健康保険運営協議会に諮ること、また、平成３０年度予算編成の時期等を考慮すると、平成３０年度からの実施のためには、遅くとも平成２９年１２月の条例改正手続きが必要となります。

よって、国におかれては、**市町村ごとに決定する国保事業費納付金・標準保険料（税）率等を決定するために必要となる係数について、できるだけ早期に提示するよう要望します。**

メ　　モ

第１５号議案

定期予防接種費用に対する財源措置について

知多ブロック　提出

現在、定期接種化されている子どもを対象にした予防接種には、ヒブ感染症はじめ１３疾病、高齢者を対象にした予防接種には、インフルエンザ、高齢者肺炎球菌感染症があります。

これらのワクチン接種費用は、一部の予防接種を除き感染症予防の観点から自己負担を設けておらず、全額公費負担となっています。

これに対応するための財源は普通交付税で措置されておりますが、その算定内容には不明な点が多く、特に不交付団体においては、実質的には、すべてを自治体が負担している状況であり、また、平成２８年１０月からは、乳児を対象としたＢ型肝炎も定期予防接種に追加され、さらなる財政負担が発生している状況です。

よって、国におかれては、**定期予防接種及び今後新たに定期化される予防接種は、国が国民全体の免疫水準を維持する必要があると判断して指定するものであることから、予防接種法に基づく予防接種について、市町村の財政負担とならないよう、地方交付税による措置ではなく、国が補助・負担金等により必要な財源を措置するよう要望します。**

メ　　モ

第１６号議案

スクールソーシャルワーカーの養成及び人材確保並びに配置の補助拡充について

西三河ブロック　提出

若年層世代のひきこもりが未だに多く、児童虐待の件数も増えており、その原因や態様も多様化していることから、社会全体でこれらの問題に対応することが必要となってきています。

一方、学校に目を向けると、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題の解決には、学校だけでなく教育や医療、福祉、警察等の複数の機関が連携した対応をすることが必要不可欠となっています。よって、これらの機関同士が有機的につながって問題に対応するため、学校教育にも、福祉等の分野にも精通したスクールソーシャルワーカーが配置され始めました。

スクールソーシャルワーカーには、社会福祉等の専門的な知識・技術に加え、教育分野に関する知識が必要とされ、さらには、活動経験の実績も必要とされます。しかし、この条件にあてはまる人材の確保は非常に難しいことが課題となっており、養成についても、一朝一夕にできるものではありません。

また、スクールソーシャルワーカーの配置についても、自治体が費用の２／３を負担しなければならないため、制度の活用を断念した市町村も多く、希望はあっても、配置にいたっていないのが現状です。

よって、国におかれては、**優秀なスクールソーシャルワーカーの養成や人材確保のための抜本的な制度の新設を要望します。**

また、全額国の予算でスクールソーシャルワーカーを１中学校区に１名の割合で配置できる財政措置を要望します。

メ　　モ

第１７号議案

亜炭鉱廃坑処理に対する支援制度について

名古屋ブロック　提出
東尾張ブロック　提出

戦前から戦後にかけて亜炭の採掘がさかんに行われ、なかでも東海地方は最大の亜炭の産地でした。愛知県内においても名古屋市、瀬戸市、春日井市、豊田市、犬山市、小牧市、尾張旭市、日進市及び長久手市で採掘跡（亜炭廃坑）が広範囲に残されています。

これらの地域は採掘当時と比べて市街化が進み人口密集地域になっているところも多くあることから、事前対策を行わずに放置しておけば、岐阜県御嵩町のような大規模な陥没事故が発生するおそれが大きくなります。現実に家屋の庭先など人的被害に繋がりかねない場所で陥没が度々発生しています。

陥没が発生するたびに事後の復旧工事が行われてきましたが、民家等に被害があってからの対応では、遅きに失するとの批判は免れません。陥没があった地域やその周辺地域の住民が安心して暮らせるよう、また、南海トラフ巨大地震を想定した対策の必要性が叫ばれていることや、リニア中央新幹線の整備においてもルート上に亜炭廃坑が存在する可能性も大きく、亜炭廃坑処理を迅速に行い、安全な市街地の開発・まちづくりを進めるためにも、調査や充填工事等にかかる費用に対する継続的な支援制度が必要です。

よって、国におかれては、**亜炭鉱廃坑の位置や規模等を特定する調査や、調査を受けての亜炭鉱廃坑に対する充填工事について、必要な費用に対する継続的な支援制度の創設を要望します。**

また、ハザードマップの作成など、亜炭鉱廃坑対策の推進にあたっては、採掘許可権者である国が所有するデータの提供はもとより、当該事業に精通した有識者等の指導や先進事例に関する情報提供など、国の技術的知見からの積極的な参画をあわせて要望します。

メ　　モ

第１８号議案

公共下水道の未普及解消について

西尾張ブロック　提出

愛知県の流域下水道は、昭和４６年から事業に着手しており、平成２７年度末の下水道普及率は７６．５％で、全国平均の７７．８％より低い状況となっています。

犬山市が関連する五条川左岸浄化センターは昭和６２年度に、五条川右岸浄化センターは平成１３年度に供用開始されています。

犬山市においては、昭和５７年から五条川左岸処理区の整備に着手し、平成１７年からは五条川右岸処理区に着手しています。犬山市は、どちらの処理区も最上流に位置しており、下流域から順に整備される流域汚水幹線の完成後に、下水道整備を行うことになるため、関連流域内での下水道整備への着手の遅れから、公共下水道普及率は６４．７％という状況です。特に右岸処理区は、全域が市街化区域であり、未普及解消と１０年概成に向け鋭意整備を進めているところです。

このような状況のなか、国の交付金は今後さらに重要度を増す財源となりますので、下水道事業における交付金のさらなる拡充が必要な状況です。

よって、国におかれては、**公共下水道の未普及地域解消と１０年概成の達成のため、下水道事業に係る交付金の拡充を要望します。**

また、１０年概成の達成については、現在の進捗状況を鑑みると困難であることから、交付金の適用の弾力化を要望します。

メ　　モ

第１９号議案

老朽化した集中浄化槽の更新経費に対する新たな補助枠の創設について

西尾張ブロック　提出

犬山市においては、集中浄化槽が設置されている地域の多くは、昭和４０年代に開発された団地が多く、高齢化が進んでおり、今後は空き家の増加も想定されます。併せて、集中浄化槽も老朽化が激しくなっています。

今後、新たな公共下水道布設の進展が困難な状況下において、下水道事業認可区域外の地域で、環境維持のために集中浄化槽を更新しようとすると莫大な経費となるため、エリア内居住者の個別負担も大きくなります。

現在、循環型社会形成推進交付金において、合併処理浄化槽の設置に対する補助制度はありますが、基準額が５０人槽で補助額の上限となり、団地内で設置される集中浄化槽(４００人槽程度)を更新する場合は、補助金額が事業費に対して極めて低額となります。

環境インフラの向上は、現居住者の生活を維持するだけでなく、新たな居住者を呼び込み、その地域の人口増加を促すためにも必要な条件となります。

よって、国におかれては、**循環型社会形成推進交付金において、集中浄化槽を更新する場合に事業費に対して適正な補助金額となるよう、補助基準の見直しによる制度の拡充を要望します。**

メ　　モ

第２０号議案

国の水道事業（生活基盤施設耐震化等交付金）に対する予算確保について

西尾張ブロック　提出

大規模地震が発生した場合、その被害は甚大かつ影響も広範な地域にわたるため、地震対策は水道事業における最重点施策の一つであり、耐震化の推進は国土強靭化基本法のアクションプランにも規定されています。

従前より自己財源にて管路の耐震化を実施してきたところですが、より事業を推進するため国の国庫補助等を活用して早期に目標を達成できるよう取り組んでいます。しかしながら、平成２７年度より国庫補助の一部が生活基盤施設耐震化等交付金に制度移行してからは、要望額に対して内示額は満額に至っておらず、要望額に対する不足額は自己財源等から支出し事業量を確保しているのが現状です。

本事業は交付を受ける前にアセットマネジメントを活用して適正な投資水準に基づき事業着手しているところではありますが、今後も低い内示が続くと財政見通しが崩れ、工事規模の縮小を余儀なくされ、アクションプランの目標を達成できません。

よって、国におかれては、**県単位で提出した生活基盤施設耐震化等交付金の事業計画が確実かつ早期に達成できるよう、「水道法第二条の二第二項（責務）」の技術的支援とあわせ、当該予算の必要額の確保などより一層の財政支援を講じるよう要望します。**

メ　　モ

第２１号議案

狭あい道路整備等促進事業（狭あい道路拡幅整備事業）の継続について

知多ブロック　提出

「狭あい道路整備等促進事業（狭あい道路拡幅整備事業）」については、大地震等の災害発生時に、住民の避難及び消防車、救急車などの緊急自動車の通行に支障をきたすとともに、火災の延焼の要因ともなる狭あい道路を解消し、安心・安全なまちの形成につなげていく大切な事業です。

現在は、国の補助制度を活用し、４メートル未満の道路の用地取得、整備を進め、狭あい道路の解消に努めているところですが、「狭あい道路整備等促進事業（狭あい道路拡幅整備事業）」は、平成３０年度末に終了することが予定されております。

当該事業が打ち切られることになると、現在行っている事業の進捗に遅れが生じ、良好な市街地形成の推進に支障をきたすおそれがあります。

よって、国におかれては、**平成３０年度末が終了予定となっている「狭あい道路整備等促進事業（狭あい道路拡幅整備事業）」について、平成３１年度以降も引き続き事業を継続されるよう要望します。**

メ　　モ

協　議　事　項

(1) 東海市長会提出議案について

(2) 役員の改選について

(3) 次回開催市の決定について

第１６７回 愛知県市長会議出席者名簿（敬称略）

来　　賓

愛 知 県

知　　事	大　村　秀　章
副　知　事	中　西　　肇
総 務 部 長	加　藤　慎　也
市町村課長	江　口　幸　雄

常滑市

常滑市議会議長	相　羽　助　宣

市名	職名	氏名	市名	職名	氏名
名古屋市	市長	河村たかし	稲沢市	市長	加藤錠司郎
豊橋市	市長	佐原光一	新城市	市長	穂積亮次
岡崎市	市長	内田康宏	東海市	市長	鈴木淳雄
一宮市	市長	中野正康	大府市	市長	岡村秀人
瀬戸市	市長	伊藤保徳	知多市	市長	宮島壽男
半田市	市長	榊原純夫	知立市	市長	林　郁夫
春日井市	市長	伊藤　太	尾張旭市	市長	水野義則
豊川市	市長	山脇　実	高浜市	市長	吉岡初浩
津島市	市長	日比一昭	岩倉市	市長	久保田桂朗
碧南市	市長	禰宜田政信	豊明市	市長	小浮正典
刈谷市	市長	竹中良則	日進市	市長	萩野幸三
豊田市	市長	太田稔彦	田原市	市長	山下政良
安城市	市長	神谷　学	愛西市	市長	日永貴章
西尾市	市長	榊原康正	清須市	市長	加藤静治
蒲郡市	市長	稲葉正吉	北名古屋市	市長	長瀬　保
犬山市	市長	山田拓郎	弥富市	市長	服部彰文
常滑市	市長	片岡憲彦	みよし市	市長	小野田賢治
江南市	市長	澤田和延	あま市	市長	村上浩司
小牧市	市長	山下史守朗	長久手市	市長	吉田一平

開催市（常滑市）　　副市長　山田朝夫

愛知県市長会事務局　　事務局長　戸田正彦

愛知県市長会議開催一覧表

（平成１３年秋以降）

回数	開催年月日	開催市	会場
１３６	平成13年10月 5日	新城市	新城文化会館
１３７	平成14年 4月19日	東海市	東海市立勤労センター
１３８	平成14年10月 3日	大府市	大府市勤労文化会館
１３９	平成15年 5月 8日	知多市	知多市勤労文化会館
１４０	平成15年10月 2日	尾張旭市	尾張旭市渋川福祉センター
１４１	平成16年 5月 7日	知立市	知立セントピアホテル
１４２	平成16年10月 6日	高浜市	㈱豊田自動織機 高浜工場
１４３	平成17年 4月20日	岩倉市	岩倉市総合体育文化センター
１４４	平成17年10月 4日	豊明市	ザ・グランドティアラ豊明
１４５	平成18年 4月25日	日進市	愛知学院大学　学院会館
１４６	平成18年10月 5日	田原市	伊良湖ビューホテル
１４７	平成19年 5月14日	愛西市	愛西市親水公園総合体育館
１４８	平成19年10月 3日	清須市	キリンビール㈱ 名古屋工場
１４９	平成20年 4月22日	北名古屋市	北名古屋市健康ドーム
１５０	平成20年10月 2日	弥富市	弥富市総合社会教育センター
１５１	平成21年 4月21日	豊橋市	ホテル日航豊橋
１５２	平成21年10月16日	名古屋市	名古屋マリオットアソシアホテル
１５３	平成22年 4月28日	岡崎市	岡崎市図書館交流プラザ Libra
１５４	平成22年10月 5日	一宮市	アイプラザ一宮
１５５	平成23年 5月10日	瀬戸市	瀬戸蔵
１５６	平成23年10月14日	半田市	半田市福祉文化会館
１５７	平成24年 4月24日	春日井市	ホテルプラザ勝川
１５８	平成24年10月 3日	豊川市	豊川市市民プラザ
１５９	平成25年 4月25日	津島市	津島市生涯学習センター
１６０	平成25年10月 3日	碧南市	衣浦グランドホテル
１６１	平成26年 4月24日	刈谷市	刈谷市総合文化センター
１６２	平成26年10月 2日	豊田市	名鉄トヨタホテル
１６３	平成27年 5月12日	安城市	ホテルグランドティアラ安城
１６４	平成27年10月 1日	西尾市	三河湾リゾートリンクス
１６５	平成28年 4月21日	蒲郡市	ホテル竹島
１６６	平成28年10月 5日	犬山市	名鉄犬山ホテル

（注）第１３５回以前については省略。

愛知県市長会会則

（名　　称）
第１条　この会は、愛知県市長会（以下「市長会」という。）という。
（組　　織）
第２条　市長会は、愛知県下の各市をもって組織する。
（目　　的）
第３条　市長会は、県下各市相互の連携を密にし、行政全般につき調査研究を行い、市政の円滑なる運営を期することを目的とする。
（事　　業）
第４条　市長会は、次の各号に掲げる事業を行う。
(1)　行政全般の調査研究
(2)　行政全般に関する統計
(3)　市長会が主催する各種会議の運営
(4)　その他市長会の目的を達成するため必要な事項
（事　務　所）
第５条　市長会の事務所は、名古屋市中区三の丸二丁目３番２号愛知県自治センター内に置く。
（役　　員）
第６条　市長会に次の各号に掲げる役員を置き、市長会を組織する市の市長（以下「市長」という。）をもって充てる。
(1)　名誉会長　　１名
(2)　会　　長　　１名
(3)　副 会 長　　２名
(4)　理　　事　　（名誉会長、会長及び副会長を含む。）９名
(5)　監　　事　　２名
（役員選出及び任期）
第６条の２　前条の役員は、総会において選出し、その任期は１年とする。
２　監事を除く役員のブロック別選出基準は、別表のとおりとする。
（会長及び副会長）
第７条　会長は、市長会の会務を総理し、市長会を代表する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（理　　事）
第８条　理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
（監　　事）
第９条　監事は、毎会計年度少なくとも１回以上日を定めて、市長会の会計事務を監査しなければならない。

（顧　　問）
第10条　市長会に顧問を置くことができる。
2　顧問は、総会において推せんするものとする。
3　顧問は、理事会及び総会において意見を述べることができる。
（参　　与）
第11条　市長会に参与を置くことができる。
2　参与は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
3　参与は、市長会の重要な事項につき諮問に応ずるものとする。
（常任幹事及び幹事）
第12条　市長会に常任幹事及び幹事を置き、その任期は１年とする。
2　幹事は、市長の指名する部長又は課長をもって充てる。
3　常任幹事は、幹事の互選による。
4　常任幹事及び幹事は、市長会の円滑な運営を図るため、連絡協議するものとする。
（総　　会）
第13条　通常総会は、年２回開催する。
2　会長が必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。
3　総会には、市長が出席するものとする。
4　総会は、次の各号に掲げる事項を議決するものとする。
(1) 会則の変更に関すること。
(2) 事業計画、予算及び決算に関すること。
(3) その他市長会の重要な事項に関すること。
（理　事　会）
第13条の２　理事会は、理事をもって構成する。
2　理事会は、次の各号に掲げる事項を議決するものとする。
(1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
(2) 総会に付議すべき事項
(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
（事　務　局）
第14条　市長会に事務局を置く。
2　事務局に、事務局長１名及び書記若干名を置く。
3　事務局長は、会長の命を受け、その事務を処理する。
4　書記は、事務局長の命を受け、その事務に従事する。
5　事務局の組織、職員定数、職務分掌、勤務条件、その他の必要な事項については、理事会の議決を経て、会長が別に定める。
（会議の招集）
第15条　会議は、必要のつど会長が招集する。
2　会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（会　　計）
第16条　市長会の会計年度は、４月１日に始まり翌年３月３１日に終る。
２　市長会の経費は、市長会を組織する市の負担金、寄付金、その他収入をもって支弁する。
（委　　任）
第17条　この会則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附　則
１　この会則は、昭和３６年８月１日から施行する。
２　削　除
３　市長会は、この会則施行の日における愛知県市長会及び愛知県都市協議会の事業並びに権利及び義務を承継する。

（昭和３８年１月１日から平成７年５月２日までの附則　略）

附　則
この会則は、平成１０年４月２４日から施行する。
附　則
この会則は、平成１６年５月７日から施行する。
附　則
この会則は、平成１７年４月２０日から施行する。
附　則
この会則は、平成１７年１０月４日から施行する。
ただし、北名古屋市については、同市の設置の効力が生じる日から施行する。
附　則
この会則は、平成１８年４月２５日から施行する。
附　則
この会則は、平成２２年４月２８日から施行する。
附　則
この会則は、平成２４年１月４日から施行する。

別　表

ブロック別役員選出基準

ブロック名	基準数（監事を除く）	構成市数	構成市
名古屋	1	1	名古屋市
西尾張	2	9	一宮市・津島市・犬山市・江南市・稲沢市・岩倉市・愛西市・弥富市・あま市
東尾張	2	9	瀬戸市・春日井市・小牧市・尾張旭市・豊明市・日進市・清須市・北名古屋市・長久手市
知多	1	5	半田市・常滑市・東海市・大府市・知多市
西三河	2	9	岡崎市・碧南市・刈谷市・豊田市・蒲郡市・西尾市・知立市・高浜市・みよし市
東三河	1	5	豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市・田原市
計	9	38	

基準数の算定基礎は、次のとおりとする。

5市まで　1

6市から10市まで　2